

第 13 回総会議事録

(令和 3 年 7 月 26 日開催)

横浜市中心農業委員会

| 横浜市中央農業委員会第13回総会 議事録 | |
|----------------------|--|
| 日 時 | 令和3年7月26日(月) 14時00分～15時20分 |
| 開催場所 | 都筑区総合庁舎 4階第5会議室 |
| 出席者の状況 | 総農業委員数 19名 出席農業委員数 19名 欠席農業委員数 0名 <p style="text-align: right;">※別添出欠状況表のとおり</p> |
| 開催形態 | 公開(傍聴者0人) |
| 議 題 | 1 議案 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 第7号議案 農地造成工事の承認について 第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について 第9号議案 横浜農業振興地域整備計画の第89回農用地利用計画変更について 2 報告事項 第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について 第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について 第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について 第5号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について 第6号 農業委員会が発行した6月分扱い諸証明の確認について 第7号 農業経営改善計画の認定について |
| 審議結果 | 第1号議案 10番 許可 11番 許可 12番 許可 13番 許可 14番 許可 第2号議案 6番 許可相当 第3号議案 6番 許可相当 第4号議案 9番 証明交付 10番 証明交付 11番 証明交付 12番 証明交付 |

| | |
|-----|--|
| | <p>13番 証明交付 14番 証明交付 15番 証明交付 第5号議案 9番 証明交付 第6号議案 12番 利用確認 13番 利用確認 14番 利用確認 第7号議案 1番 承認 第8号議案 10番 協力 11番 協力 12番 協力 13番 協力 14番 協力 第9号議案 承認</p> |
| 議事 | |
| 事務局 | <p>(開会 14時00分) 事務局より出席状況(出席委員19名、欠席委員0名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。 横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p> |
| 議長 | <p>それでは、ただ今から第13回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号6番 栗原 智委員、7番 守谷 弘委員にお願いいたします。 それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。10番及び11番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は折本町や東方町、池辺町で約178a 営農されており、主にブドウやナシなどの果樹を作付けされています。このたび譲受人は農業拡大をするため、申請地5筆、合計約28aの購入を希望されました。 譲受人の世帯としての営農農地は、この手続きを経ると約206aで、都筑区の下限面積30aを超えています。譲受人の営農農地は果樹畑、露地野菜畑として全て良好に耕作されています。 通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。御審議のほどよろしくお願いたします。</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>10 番及び 11 番について、地区担当の私から意見を述べさせていただきます。</p> <p>他の農地もすべて適正に管理されており、問題ありません。</p> <p>10 番及び 11 番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、10番及び11番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、10 番及び 11 番は許可とします。</p> <p>続いて、12番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>12 番から 14 番の 3 つの案件については、農地法第 3 条第 1 項第 13 号に基づき、農地中間管理機構が農業委員会に届け出て権利を取得した農地について、今回売買の話がまとまったため許可申請を行うものです。</p> <p>それでは、12 番についてご説明させていただきます。</p> <p>譲受人世帯は主に自宅周辺で露地野菜を中心に営農されています。申請地は譲受人世帯所有農地の付近であり、今回売買の話がまとまったため申請に至りました。</p> <p>譲受人世帯としての経営農地は約 60a、取得後には約 70a となり、港北区の下限面積 30a を超えています。譲受人世帯経営農地は露地野菜畑として全て良好に耕作されています。</p> <p>取得後は露地野菜の栽培を予定しています。</p> <p>通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>12 番について、地区担当の小山委員が欠席のため、代わりに加藤委員から意見を伺います。</p> |
| 加藤委員 | <p>事務局の説明のとおり、問題ないと聞いております。</p> |
| 議長 | <p>12 番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、12番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、12 番は許可とします。</p> <p>続いて、13番について事務局から説明してください。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>12番と同様農地中間管理機構が所有していた農地の購入です。申請地は譲受人世帯の所有地の隣接地であり、売買の話がまとまったため申請に至りました。</p> <p>譲受人世帯の耕作農地は、この手続きで105aになり、緑区の下限面積30aを超えています。譲受人世帯の耕作農地は全て良好に耕作されています。通作距離は約2.6km、通作時間は車で10分程度です。</p> <p>譲受人世帯は申請地に隣接する農地を耕作しており、周辺調和要件についても問題ないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>13番について地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p> |
| 岡部委員 | <p>7月16日に現地を確認しました。譲受人世帯はきちんと耕作しており、問題ありません。</p> |
| 議長 | <p>13番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、13番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、13番は許可とします。 続いて、14番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>農地中間管理機構が所有していた農地を、隣接農地の地権者が購入するものです。譲受人は主に自宅周辺で露地野菜を中心に営農されています。申請地は自己の耕作地の隣接地であり、売買の話がまとまったため申請に至りました。</p> <p>譲受人の世帯としての耕作農地はこの手続きを経ると約136aで、青葉区の下限面積30aを超えています。譲受人の耕作農地は露地野菜畑、果樹畑として全て良好に耕作されています。</p> <p>取得後は露地野菜を予定しています。</p> <p>通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>14番について地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。</p> |
| 坂田委員 | <p>譲受人はしっかりと営農されていることを確認しました。事務局の説明のとおり、問題ありません。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>14 番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、14 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、14 番は許可とします。 続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。6 番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>申請者は高齢であり、農業後継者がおらず、自宅から遠距離ということもあって、申請地を農地として活用することができず、その有効利用を考えておられました。</p> <p>借受法人は緑区上山町に事業所がある土木工事等の事業を営む法人です。東方町に資材置場と駐車場を賃借していましたが、事業需要の増加により、新たに 500 ㎡ほどの資材置場を、東方町にある事業場所から 10 分圏内で探していたところ、条件に合う土地が申請地しか見つかりませんでした。このたび申請人と借受法人との話がまとまったことから転用申請を行うものです。</p> <p>申請地の面積は 472 ㎡であり、借受法人が希望されている土地と同じ大きさです。</p> <p>申請者の所有農地は、申請地の他に農業専用地域の農地と調整区域の農地がありますが、農用地の農地は営農を続けられ、調整区域の農地は大きさや形状が借受法人の希望に適合していません。</p> <p>立地基準は第 2 種農地、市街化区域から 500m 以内、かつ、農地の規模が 10ha 未満です。</p> <p>被害防除ですが、場内は、砂利敷きとし雨水は自然浸透とします。</p> <p>南側・西側の隣地山林との境には、既存のコンクリートブロック、H 鋼コンクリート土留め、鋼板土留めがあります。これらは、申請地が環状北西線工事の資材置場として一時転用されていたものを、農地へ復旧する際に設けられた工作物です。北側・東側の隣地道路との境にも、同様に既存の縁石があります。</p> <p>他法令についての手続きはございません。</p> <p>申請地については、7 月 15 日に地区担当の根本委員に御確認いただき、問題ないと考えております。</p> <p>以上、4 条許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>6 番について、地区担当の根本委員が欠席のため、代わりに私から意見を述べさせていただきます。</p> <p>周辺の道路も全部できており、何も問題ないと考えます。</p> <p>6 番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、6番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。6番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | <p>譲受人は、都筑区池辺町に本社を設け、関東を中心に物流業を営んでいます。現在荏田南町と池辺町に駐車場を設けていますが、運転手増員により物流トラック用ターミナル内に駐車している従業員用駐車スペースが手狭となったことから新しい駐車場を探していました。本社および既存の駐車場から近く、国道246号線および第三京浜都筑インターチェンジとのアクセスも良い場所を探したところ、本申請地しか見つかりませんでした。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に属しません。</p> <p>被害防除については、敷地内は転圧をし、雨水は自然浸透とします。周囲はフェンスおよび下部に合板巾板を埋め込み土砂流出を防止します。西側のみ既存擁壁をそのまま活かします。</p> <p>出入口部分は既存アスファルト舗装の馬入れの周辺に、砕石敷部分を新設します。</p> <p>申請者の所有農地に違反転用はありません。また、他法令に係る部分也没有ありません。現地は7月16日に地区担当の大矢委員に御確認をいただいております。</p> <p>以上、5条許可相当と考えますので、御審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | 6番について、地区担当の大矢委員が欠席のため、代わりに関戸委員から意見を伺います。 |
| 関戸委員 | 大矢委員からは、出入口が見にくいので、それだけ気をつけてもらえば問題はないと聞いております。 |
| 議長 | 6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、6番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審 |

| | |
|------|--|
| | <p>議します。9番から15番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>9番について、立地基準は第3種農地です。14年間山林であることを航空写真で確認しました。</p> <p>10番について、立地基準は第3種農地です。10年間雑種地であることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>11番について、立地基準は第2種農地です。10年間進入路として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>12番について、立地基準は第3種農地です。11年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>13番について、立地基準は第3種農地です。11年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>14番について、立地基準は第2種農地です。10年間駐車場及び資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>15番について、立地基準は第2種農地です。10年間ゴルフ練習場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> |
| 議長 | <p>9番から15番について、委員の意見、質問等がありますか。</p> |
| 岡部委員 | <p>許可を取るべきものが、10年間課税はされているが、そのまま来てしまっている案件だということをいつも感じます。</p> |
| 事務局 | <p>本来転用許可をとるべきですが、登記簿上の地目と現況との整合性が取れていないことによる不都合があるので、それを揃えるための制度となっています。</p> |
| 議長 | <p>30～40年経ってしまっているところが多いと思いますが、農業委員としては是正できるうちにアドバイスをするのが役割かと思うので、よろしくお願いします。</p> |
| 小池委員 | <p>市の固定資産税部門との情報共有を進めていくべきかと思います。</p> |
| 議長 | <p>他に意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、9番から15番について承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数のため、9番から15番につきまして証明交付とします。</p> <p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>9番について、事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>申請地では露地野菜や果樹が作付けされています。7月15日に相続人、地区担当の齋藤 公委員、事務局で立会いを行い、農地として良好に管理されていることを確認しました。今後も引き続き農業を営むとのこと。なお、特例適用の除外施設について、218-6地内の南東部にある農機具倉庫4.08㎡は申請面積から除外されています。</p> <p>以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>9番について、地区担当の齋藤 公委員が欠席のため、代わりに大澤委員から意見を伺います。</p> |
| 大澤委員 | <p>齋藤 公委員から問題ないと聞いております。</p> |
| 議長 | <p>9番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、9番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、9番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。12番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>こちらの案件につきましては6月16日に地区担当の金子委員と対象者とで現地立会を行いました。</p> <p>現地調査の結果、対象農地は主に露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川県税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>12番について、地区担当の金子委員の意見はいかがですか。</p> |
| 金子委員 | <p>事務局の説明のとおりで、息子さんと一緒に大変きれいに耕作されています。</p> |
| 議長 | <p>12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、12番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、12番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、13番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | こちらの案件につきまして、6月18日に地区担当の大塚委員と対象者とで現地立会いを行いました。納税猶予開始当初に適用除外された看板以外に、看板が2枚増設されております。対象者は撤去をせず、その部分の相続税を納付する予定とのことですので、税務署へ看板が増設された旨を加えて報告します。その件について、対象者と調整済みです。その他、対象の農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。 以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 13番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。 |
| 大塚委員 | 事務局の説明のとおり、問題ありません。 |
| 議長 | 13番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、13番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、13番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、14番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | こちらの案件につきましては、7月1日に地区担当の吉濱委員と相続人とで立会いを行いました。現地調査の結果、露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しました。 以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 14番について、地区担当の吉濱委員が欠席のため、代わりに小島委員から意見を伺います。 |

| | |
|------|--|
| 小島委員 | 吉濱委員から、全体的にきちんと耕作されており、問題ない旨報告を受けております。 |
| 議長 | 14 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、14 番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、14 番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、第 7 号議案「農地造成工事の承認について」審議します。1 番について、事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 造成主は当地でナシを栽培していましたが、地下 1m に軟岩質の不透水層があるため水はけが悪く、うまく育たなかったとのこと。現在、ナシは伐根してあります。今後は、販売が良好なカキを植える計画ですが、水はけを向上する必要があるため農地造成するものです。 搬入土は自身が所有する土地から出る良質なロームです。ナシに使用していた防風ネットは残してあり、その内側に 40cm の盛土を行います。法面は最大 30%の安全勾配とし、南側の水路側は土砂流出防止のために 30cm の素掘り側溝を設けます。 当計画で技術基準に適合していることを確認しており、農業振興地域整備計画への支障もないことを確認しています。 筆の中に畑地灌漑の立ち上がり水栓がありますが、今回の農地造成では手を加えず、苗万坂水利組合の同意も得ています。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議長 | 1 番について、地区担当の森田委員が欠席のため、代わりに野路委員から意見を伺います。 |
| 野路委員 | 願出人は今後力を入れてやっていただければと思われる方で、問題ないと考えます。 |
| 議長 | 1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1 番について承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、1 番は承認とします。 続いて、第 8 号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力につい |

| | |
|------------|--|
| | て」10番から14番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 10番から14番について主たる従事者証明発行済です。市長から農業者へあっせんの協力の依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は8月5日を期限として事務局まで御連絡ください。 |
| 議長 | 10番から14番について、あっせんに協力します。 続いて、第9号議案「横浜農業振興地域整備計画の第89回農用地利用計画変更について」審議します。農政推進担当から説明してください。 |
| 農政推進 担当 | 北部農政事務所管内で農用地の除外案件が3件あります。 案件番号763は、分家住宅建設に伴う除外となっています。場所は青葉区鴨志田町、面積は263.11㎡です。 案件番号764は、恩田川遊水地事業に伴う除外となっています。場所は緑区小山町、面積は24,933.89㎡です。 案件番号765は、県道川崎町田（恩田地区）道路改良事業工事に伴う除外となっています。都市計画線外の除外となっており、場所は青葉区恩田町、面積は577.87㎡です。 意見回答期限は令和3年8月2日です。 農業振興地域の整備に関する法律の要件については、農政事務所および農政推進課で確認した上で、農政部内審査会を経て本日の意見照会となっております。 なお、当案件の内容については、地区担当の坂田委員、小島委員、森田委員に事前に確認いただいています。 |
| 議長 | 第9号議案について、意見、質問はありますか。 意見が無いようですので、第9号議案については承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、第9号議案は承認とします。 以上で第13回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第7号について、野路委員をお願いします。 |
| 野路委員 | 報告事項第1号から第7号について、事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 報告事項第1号から第7号まで一括で報告。 |

| | |
|------|---|
| 野路委員 | 第1号から第7号について質問等がありますか。 無いようですので、第1号から第7号を了承とします。 これをもちまして第13回総会を終了します。 (閉会 15時20分) |
|------|---|

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和3年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和3年7月26日開催 第13回総会出欠状況

【農業委員】

| 番号 | 氏名 | 役職名 | 出欠状況 | 備考 |
|----|--------|---------|------|--------|
| 1 | 角田 昇 | 会長 | 出席 | 議長 |
| 2 | 野路 幸子 | 会長職務代理者 | 出席 | |
| 3 | 金子 利一 | | 出席 | |
| 4 | 坂田 清一 | | 出席 | |
| 5 | 加藤 保 | | 出席 | |
| 6 | 栗原 智 | | 出席 | 議事録署名人 |
| 7 | 守谷 弘 | 連合会監事 | 出席 | 議事録署名人 |
| 8 | 大立 尚登 | 連合会理事 | 出席 | |
| 9 | 阿部 敏 | | 出席 | |
| 10 | 大澤 博 | | 出席 | |
| 11 | 岡部 弘 | | 出席 | |
| 12 | 河原 俊一 | 連合会理事 | 出席 | |
| 13 | 大塚 喜彦 | | 出席 | |
| 14 | 関戸 裕一 | | 出席 | |
| 15 | 平本 武夫 | | 出席 | |
| 16 | 小池 誠一郎 | | 出席 | |
| 17 | 小川名 重典 | 連合会理事 | 出席 | |
| 18 | 白井 秀幸 | | 出席 | |
| 19 | 小島 重信 | | 出席 | |

【農地利用最適化推進委員】

| 番号 | 氏名 | 役職名 | 出欠状況 | 備考 |
|----|--------|-------|------|----|
| 1 | 荻野 清 | | — | |
| 2 | 北見 喜重 | | — | |
| 3 | 栗原 茂 | | — | |
| 4 | 小山 正博 | 連合会理事 | — | |
| 5 | 齋藤 公 | | — | |
| 6 | 鈴木 輝雄 | 連合会理事 | — | |
| 7 | 永島 善範 | | — | |
| 8 | 根本 栄治 | | — | |
| 9 | 吉野 幸弘 | | — | |
| 10 | 飯田 清 | | — | |
| 11 | 内田 英一 | | — | |
| 12 | 大矢 勝 | | — | |
| 13 | 小原 甲史 | | — | |
| 14 | 齋藤 春美 | | — | |
| 15 | 佐藤 孝春 | | — | |
| 16 | 新川 和生 | | — | |
| 17 | 森田 喜八郎 | | — | |
| 18 | 吉濱 勝 | 連合会理事 | — | |

※会場の広さの都合により、第13回総会は農業委員のみでの審議といたしました。

その他会議に出席した関係者の氏名：なし